

優越的地位の濫用に該当する事例

2015年12月
公正取引委員会

1. 優越的地位の濫用規制の概要

- 独占禁止法は、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引を対象）。

優越的地位

- ある事業者にとってある取引先との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該取引先が著しく不利益な要請等を行っても、その事業者が受け入れざるを得ないような場合。
- ⇒①取引依存度、②市場における地位、③取引先変更の可能性、④その他取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して認定。

正常な商慣習に照らして不当に

公正な競争秩序の維持・促進の観点から、個別の事案ごとに判断

不利益を与える行為

例えば、

- ①購入・利用強制、②協賛金等の負担要請、③従業員等の派遣要請、④返品、⑤取引の対価の一方的決定

➡ 違反行為に対する措置：

排除措置命令、課徴金納付命令（取引額の1%）、警告、注意

- ① 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の価格より著しく低い又は著しく高い単価を定めること。(取引の対価の一方的決定)
- ② 原材料等の値上がりや部品の品質改良等に伴う研究開発費の増加、環境規制への対策などにより、取引の相手方のコストが大幅に増加したにもかかわらず、従来の単価と同一の単価を一方的に定めること。(取引の対価の一方的決定)
- ③ 一部の取引の相手方と協議して決めた単価若しくは不合理な基準で算定した単価を他の取引の相手方との単価改定に用いること、又は取引の相手方のコスト減少を理由としない定期的な単価改定を行うことにより、一律に一定比率で単価を引き下げ若しくは引き上げて、一方的に通常の価格より著しく低い若しくは著しく高い単価を定めること。(取引の対価の一方的決定)
- ④ セールに供する商品について、取引先納入業者と協議することなく、取引先納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するよう一方的に指示して、自己の通常の納入価格に比べて著しく低い価格をもって納入させること。(取引の対価の一方的決定)

- ⑤ ある店舗の新規オープンセールを行う場合に、当該店舗への納入価格のみならず、自己が全国展開している全店舗への納入価格についても、著しく低い納入価格を一方的に定めること。(取引の対価の一方的決定)
- ⑥ 取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者が取引先納入業者に対し、季節商品等の購入を要請すること。(購入・利用強制)
- ⑦ セールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請すること。(協賛金等の負担の要請)
- ⑧ 店舗の新規オープン等に際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請すること。(従業員等の派遣の要請)
- ⑨ 取引先納入業者に対し、売れ残った商品について、事前に返品条件を定めることなく、また、返品によって取引先納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請すること。(返品)